

# バーレーン 税務ガイド

(2023 年 2 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

#### 本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地 MMJS Consulting WLL に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律・税制改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび MMJS Consulting WLL は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび MMJS Consulting WLL が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本レポート作成元：

MMJS Consulting WLL

住所

Level 15, Lake Central, Marasi Drive,  
Business Bay, Dubai, UAE

HP: [www.mmjs.co](http://www.mmjs.co)

## 用語集

BEPS	税源浸食と利益移転
BHD	バーレーン・ディナール
BMA	バーレーン通貨庁
BSC	バーレーンの株式保有会社
CBB	バーレーン中央銀行
CbC	国別
CbCR	国別報告書
CIT	法人税
CPR	住民登録番号
CR	商業登記
CRS	共通報告基準
DTA	二重課税協定（複数形は DTAs）
ESR	経済実体規則
FATCA	外国口座税務コンプライアンス法
G20	Group of Twenty の略。合計 20 の国々と地域から成るグループ
GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則
GCC	湾岸協力会議
IAS	国際会計基準
IF	包摂的枠組み
IFRS	国際財務報告基準
IGA	政府間協定
IGA	情報・電子政府庁
IIR	所得合算ルール
ITIES	国際租税情報交換システム
JETRO	日本貿易振興機構
MAP	相互協議
MNE	多国籍企業
MNEs	多国籍企業（複数形）
MoICT	商工観光省
NBR	国家歳入庁
OECD	経済協力開発機構
SIO	社会保険機構
SMEs	中小企業（複数形）
SPC	一人会社
TP	移転価格
UBO	実質的支配者
UPE	最終親会社等
US	米国
VAT	付加価値税
WLL	有限責任

## 目次

1. 主要な税制
  - 1.1 事業体
    - 1.1.1 バーレーンにおける事業体の種別
    - 1.1.2 バーレーンにおいて事業体に課される直接税と間接税
  - 1.2 個人
    - 1.2.1 バーレーンにおいて個人に課される直接税と間接税
  - 1.3 非居住者の事業体および個人
    - 1.3.1 バーレーンにおいて非居住者の事業体および個人に課される直接税と間接税
2. 法人税 (CIT)
  - 2.1 経済実体規則 (ESR)
    - 2.1.1 ESR に関連する業務
    - 2.1.2 経済実体テスト
    - 2.1.3 ESR に基づく提出物
    - 2.1.4 ESR に関わる法令不順守
  - 2.2 実質的支配者 (UBO) に関する情報開示規則
  - 2.3 国別報告書 (CbCR)
    - 2.3.1 CbCR による報告義務
    - 2.3.2 CbCR の提出
    - 2.3.3 CbCR に関わる法令不順守
  - 2.4 租税回避否認規定と移転価格
  - 2.5 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)
  - 2.6 共通報告基準 (CSR)
3. 付加価値税 (VAT)
  - 3.1 VAT の税率
    - 3.1.1 食品・飲料
    - 3.1.2 教育
    - 3.1.3 保健衛生
    - 3.1.4 金融サービス
    - 3.1.5 石油・ガス
    - 3.1.6 新規建造物の建設
    - 3.1.7 不動産
    - 3.1.8 輸送
    - 3.1.9 電気通信
    - 3.1.10 輸出入
  - 3.2 VAT 登録の適格条件
    - 3.2.1 バーレーン居住者の VAT 登録義務
    - 3.2.2 バーレーン居住者の VAT 任意登録
    - 3.2.3 バーレーン非居住者の VAT 登録義務
  - 3.3 VAT 登録に関する年間供給価額
  - 3.4 VAT 登録の期限

- 3.4.1 VAT 適用のための登録を義務づけられる居住者の VAT 登録期限
- 3.4.2 任意の VAT 登録申請を行う居住者の VAT 登録期限
- 3.4.3 バーレーン非居住者の VAT 登録期限
- 3.5 VAT 登録の手続き
- 3.6 VAT 登録に必要な情報・文書
- 3.7 VAT の申告と納付
  - 3.7.1 課税期間
  - 3.7.2 VAT 申告要件と申告書の提出
  - 3.7.3 簡易 VAT 申告書
  - 3.7.4 VAT の納付
- 3.8 記録保管
  - 3.8.1 保管すべき文書
  - 3.8.2 記録に使用する言語
  - 3.8.3 保管される記録の形式と条件
  - 3.8.4 記録保管の期間
- 3.9 VAT に関わる法令不順守
  - 3.9.1 過料
  - 3.9.2 脱税事案と脱税に対する懲罰および罰金
  - 3.9.3 和解
- 3.10 審査請求および不服審査
  - 3.10.1 NBR による査定の見直し
  - 3.10.2 NBR の査定後の決定に関する不服審査
  - 3.10.3 異議申立書または審査請求書の提出
  - 3.10.4 期限の計算法
- 4. 個人所得税
- 5. その他の税
  - 5.1 社会保険負担
    - 5.1.1 適用される負担割合
  - 5.2 失業保険負担
  - 5.3 市町村税
  - 5.4 不動産譲渡/土地登記料
  - 5.5 観光税
- 6. 企業の会計・財務
  - 6.1 会計原則
  - 6.2 作成・保管・提出すべき記録
  - 6.3 監査人の任命

## 1 主要な税制

### 1.1 事業体

#### 1.1.1 バーレーンにおける事業体の種別

#	会社の種別	定義
1	公開株式保有会社 (BSC)	譲渡可能な株式を引き受ける不特定多数の社員（パートナー）から構成され、社員が会社の負債および債務について負う責任が、各自の持株の総価額を上限とする会社。
2	非公開株式保有会社 (非上場 BSC)	相互間で譲渡可能な株式を引き受ける不特定多数（2 名以上）の人物から構成され、その株式が公開されていない会社。
3	有限責任会社（WLL）	最大 50 名までの社員（パートナー）を有し、個々の社員が負う責任が、会社の資本金に占める各自の持ち分の総額を上限とする会社。
4	共同責任会社	特定の氏族に属する 2 名以上の社員（パートナー）から構成され、会社の債務につき社員全員が各自の資金の及ぶ限り連帯責任を負う会社。
5	有限責任パートナーシップ会社	会社の債務につき各自の資金の及ぶ限り連帯責任を負う 1 ないし複数の社員と、会社に出資しているが経営陣に加わっていない 1 ないし複数の社員（「有限責任社員」と称する）から構成される会社。有限責任社員が会社の債務について負う責任は、会社の資本金に占める各自の持ち分の総額を上限とする。
6	有限責任株式会社	会社の債務につき各自の資金の及ぶ限り連帯責任を負う無限責任社員と、会社の債務につき当該会社の資本金に占める各自の持ち分を上限として責任を負う有限責任社員（株主）の 2 種類の社員（パートナー）から構成される会社。
7	一人会社（SPC）	一人の自然人または法人が資本金の全額を所有している個々の経済活動。会社の資本金の所有者が当該会社の債務について負う責任は、割り当てられた資本金の総額を上限とする。
8	外国企業支社	バーレーン国外で設立・登録された外国企業の支社であって、バーレーン国内で一定の事業を行う許可を取得している会社。
9	駐在員事務所	バーレーン国外で設立・登録された外国企業の支社であって、バーレーンにおける親会社の利益の追求と管理のために親会社の駐在員事務所として営業を行う許可を取得している会社。

### 1.1.2 バーレーンにおいて事業体に課される直接税と間接税

税の種別	課税対象と税率	課税の法的根拠	課税年度
法人税 (CIT)	石油・ガス会社は、バーレーンにおいて天然炭化水素から製造された最終製品または半製品の販売と、それら原材料（バーレーンの土壌から生産されたものに限る）の販売により得られた所得について法人税を課される。このカテゴリーに該当する法人税の税率は46%である。	所得税に関する首長令 8/1955号 (Arimi Decree No.8/1955)およびその改正規定の撤廃に関する首長令 22/1979号 (Amiri Decree No.22/1979) (「所得税法」)	グレゴリオ暦に基づき納税者が自社の記録を作成する際に採用した毎年の会計期間
キャピタルゲイン税	適用外	-	-
源泉徴収税	適用外	-	-
支店税	支店・支社の所得が石油・ガス部門の業務により発生した場合には、バーレーンにおいて46%の税が課される。	所得税に関する首長令 8/1955号 (Arimi Decree No.8/1955)およびその改正規定の撤廃に関する首長令 22/1979号 (Amiri Decree No.22/1979) (「所得税法」)	グレゴリオ暦に基づき納税者が自社の記録を作成する際に採用した毎年の会計期間
付加価値税 (VAT)	バーレーンにおける VAT の標準税率は2022年1月1日以降10%となっている。 一定の日用品については VAT の税率が0%とされるか、VAT の対象外となる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>付加価値税に関する2018年法令第48号 (「VAT法」)</li> <li>2018年法令第48号により公布された付加価値税法の施行規則の発行に関する2018年決定第12号 (「VAT法施行規則」)</li> <li>付加価値税に関する2018年法令第48号の規定を改正する2021年法律第33号 (「改正VAT法」)</li> <li>付加価値税に関する2018年法令第48号の一部規定を改正する2021年法律第33号第4条の実施手順を定める2021年決定第1号 (「改正VAT法実施手順」)</li> </ol>	暦年

税の種別	課税対象と税率	課税の法的根拠	課税年度
物品税	<p>物品税は、人間の健康や環境に有害な特定の製品を対象として、それら製品の消費縮小を奨励するために課されるものである。適用される税率と製品には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ タバコおよびタバコ派生商品－100%</li> <li>□ エナジードリンク－100%</li> <li>□ 炭酸飲料－50%</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物品税に関する 2017 年法律第 40 号（「物品税法」）</li> <li>2. 物品税に関する 2017 年法律第 40 号の施行規則を発行する 2017 年決定第 17 号（「物品税施行規則」）</li> <li>3. 物品税に関する 2017 年法律第 40 号施行規則の一部規定の改正に関する 2022 年決定第 31 号（「改正物品税施行規則」）</li> </ol>	暦年
社会保険負担	<p>2023 年 1 月 1 日以降、社会保険の負担割合は以下のようになっている（負担額は最大月間所得によって異なるが上限は 4,000 バーレーン・ディナール(以下、B ディナール)である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ バーレーン国民の場合、従業員の負担割合は 7%、雇用主の負担割合は 15%。バーレーン国民に関する雇用主の負担割合は今後 2028 年 1 月まで毎年 1%ずつ増大し、最終的には 20%となる。</li> <li>□ 外国人労働者の場合、負担割合は 3%のみであり、負担額は雇用主によって支払われる。</li> </ul>	1976 年法令第 24 号により発行された社会保険法の一部規定を改正する 2022 年法律第 14 号	暦年
失業保険負担	<p>従業員の所得から 1%が控除され（バーレーン国民についても外国人についても同率）、雇用主によって社会保険機構に納付される。</p>	失業保険に関する 2006 年法令第 78 号	暦年
市町村税	<p>外国人は市町村税の納付を求められる。税額は、納税者が賃借している土地・家屋または集合住宅の月間賃貸料の 10%に相当する額となる。</p>	不動産賃貸借法	暦年



税の種別	課税対象と税率	課税の法的根拠	課税年度
不動産譲渡/ 土地登記料	不動産の譲渡もしくは登録には当該不動産の価額の 2%が課税される。取引日から 60 日以内に税が支払われた場合、税率は 1.7%に軽減される。	不動産登記法の公布に関する 2013 年法律第 13 号	暦年
観光税	ホテルや「観光客向け」のレストランに分類される飲食店には、バーレーン商工観光省により 5%の観光税が課される。通常、この 5%の観光税に 10%のオプションサービス料を上乗せした額が、ホテルやレストランから顧客に請求される。	1. ホテルのサービス料に関する 2017 年決議第 196 号 2. ホテルのサービス料に関する 2017 年決議第 196 号の第 2 条を改正する 2018 年決議第 109 号	暦年

## 1.2 個人

### 1.2.1 バーレーンにおいて個人に課される直接税および間接税

税の種別	課税対象と税率	課税の法的根拠	課税年度
個人所得税	適用外	-	-
社会保険 負担	2023 年 1 月 1 日以降、社会保険の負担割合は以下のようにになっている（負担額は最大月間所得によって異なるが上限は 4,000 B バーレーンである。 <input type="checkbox"/> バーレーン国民の場合、従業員の負担割合は 7%、雇用主の負担割合は 15%。バーレーン国民に関する雇用主の負担割合は今後 2028 年 1 月まで毎年 1%ずつ増大し、最終的には 20%となる。 外国人労働者の場合、負担割合は 3%のみであり、負担額は雇用主によって支払われる。	1976 年法令第 24 号により発行された社会保険法の一部規定を改正する 2022 年法律第 14 号	暦年

失業保険 負担	従業員所得から 1%が控除され (バーレーン国民についても外国人についても同率)、雇用主によって社会保険機構に納付される。	失業保険に関する 2006 年法令第 78 号	暦年
市町村税	外国人は市町村税の納付を求められる。税額は、納税者が賃借している土地・家屋または集合住宅の月間賃貸料の 10%に相当する額となる。	不動産賃貸借法	暦年
不動産譲渡/ 土地登記料	不動産の譲渡もしくは登録には当該不動産の価額の 2%が課税される。取引日から 60 日以内に税が支払われた場合、税率は 1.7%に軽減される。	不動産登記法の公布に関する 2013 年法律第 13 号	暦年
観光税	ホテルや「観光客向け」のレストランに分類される飲食店には、バーレーン商工観光省により 5%の観光税が課される。通常、この 5%の観光税に 10%のオプションサービス料を上乗せした額が、ホテルやレストランから顧客に請求される。	1. ホテルのサービス料に関する 2017 年決議第 196 号 2. ホテルのサービス料に関する 2017 年決議第 196 号の第 2 条を改正する 2018 年決議第 109 号	暦年
付加価値税 (VAT)	バーレーンにおける VAT の標準税率は 2022 年 1 月 1 日以降 10%となっている。一定の日用品については VAT の税率が 0%とされるか、VAT の対象外となる。	1. 付加価値税に関する 2018 年法令第 48 号(「VAT 法」) 2. 2018 年法令第 48 号により公布された付加価値税法の施行規則の発行に関する 2018 年決定第 12 号(「VAT 法施行規則」) 3. 付加価値税に関する 2018 年法令第 48 号の規定を改正する 2021 年法律第 33 号(「改正 VAT 法」) 4. 付加価値税に関する 2018 年法令第 48 号の一部規定を改正する 2021 年法律第 33 号第 4 条の実施手順を定める 2021 年決定第 1 号(「改正 VAT 法実施手順」)	暦年

## 1.3 非居住者の事業体および個人

### 1.3.1 バーレーンにおいて非居住者の事業体および個人に課される直接税と間接税

税の種別	課税対象と税率	課税の法的根拠	課税年度
付加価値税 (VAT)	バーレーンにおける VAT の標準税率は 2022 年 1 月 1 日以降 10% となっている。一定の日用品については VAT の税率が 0% とされるか、VAT の対象外となる。 バーレーンの居住者でない外国の企業および個人であって、バーレーンの居住者である企業および/または個人に商品および/またはサービスを提供している者は、バーレーン国内に所在する同人の顧客がバーレーンにおいて VAT に関する登録を行っていない場合、VAT 課税のための登録を行うことを要する。	1. 付加価値税に関する 2018 年法令第 48 号(「VAT 法」) 2. 2018 年法令第 48 号により公布された付加価値税法の施行規則の発行に関する 2018 年決定第 12 号(「VAT 法施行規則」) 3. 付加価値税に関する 2018 年法令第 48 号の規定を改正する 2021 年法律第 33 号(「改正 VAT 法」) 4. 付加価値税に関する 2018 年法令第 48 号の一部規定を改正する 2021 年法律第 33 号第 4 条の実施手順を定める 2021 年決定第 1 号(「改正 VAT 法実施手順」)	暦年

## 2 法人税 (CIT)

現在、バーレーンには限定的な法人税が存在する。この法人税の課税対象となるのは、石油・ガス会社がバーレーンにおいて天然炭化水素から製造された最終製品または半製品の販売により得た所得と、バーレーンの土壌から生産された天然炭化水素の販売により得た所得のみである。

ただし、租税回避を防止するとともに、利益の発生源となる経済活動が世界のいかなる場所でも実施されるか、価値がどこで発生するかにかかわらず、利益が常に課税対象となることを保証するため、2021 年、経済協力開発機構 (OECD) は、大規模多国籍企業が世界各地で獲得する利益について世界共通の最低税率 (15%) を定めた。

上記の包摂的枠組み (IF) に基づく「グローバルミニマム税協定」により、OECD の「税源浸食と

利益移転（BEPS）に関する包摂的枠組み」の参加国であるバーレーンは、困難な問題を抱えることとなった。バーレーンでは、個人および法人の所得（炭化水素関連の事業活動に由来する所得を除く）や、外国の配当または投資は、課税の対象となっていなかったためである。

バーレーンは、国内の規則や手続きを IF に適合させ、国際的な税の透明性を向上させ、OECD の行動計画に基づき以下の BEPS 最低基準を実施することを約束した。

- 行動 5：透明性と実質性を考慮し、有害な優遇税制により効率的に対応する：この行動は、有害な優遇税制に対抗し、特定の主題に対する税額査定に関して、強制的・自発的な情報交換を通じて法域間の透明性を向上させることを目指している。さらに、特定の優遇税制が悪用される可能性があると考えられる場合、そのような税制の改善を要求することにより、優遇税制に対処しようとしている。
- 行動 6：第三国の居住者が不当に条約の特典を享受するのを防ぐ：この行動は、OECD モデル租税条約の規定の導入や国内法の改正を通じて、租税条約の濫用を防止することを目指している。
- 行動 13：移転価格（TP）文書および国別報告書（CbCR）：この行動は、企業のコンプライアンス費用を考慮しつつ租税管理の透明性を向上させるため、価格移転文書に関するルールを定めている。このルールには、多国籍企業のグローバルな収益、経済活動および納税額を国別の配分を示す CbCR のひな型が含まれている。CbCR は、「ローカルファイル」、「マスターファイル」とともに、3 種類の文書から成る移転価格文書を構成する。
- 行動 14：紛争解決メカニズムの効率化：この行動は、紛争解決の分野における最低基準や複数のベスト・プラクティス（最良慣行）を通じて、各国が相互協議手続き（Mutual Agreement Procedure；略称 MAP）に基づき条約関連の紛争を解決するのを妨げる障害に対処することを目指している。

バーレーンが最低基準を「順守」していると確実にみなされるようにするためには、上記の行動に加えて以下の措置をとることが要求される。

1. 情報の収集・共有と CbCR に関する要件を満たすため、バーレーン国内の法および規則の枠組みを刷新する。
2. 条約の濫用を防止し、MAP（相互協議手続き）を導入するため、バーレーンの二重課税協定を改正する。
3. バーレーンに適用される MAP の概略およびガイドライン/手続きを策定する。

現在よりも課税対象の範囲を広げた法人税を導入する可能性や、法人税の課税方式（すべての事業体に所得合算ルール（Income Inclusion Rule；略称 IIR）と法人税を適用する、選定された事業体のみに IIR と法人税を適用する等）の施行について、バーレーンは今のところ特に方針を発表していな

いが、情報収集の円滑化を図る以下の規則を導入することにより、課税慣行の優良性を示すための一定の措置を既に講じている。

## 2.1 経済実体規則（ESR）

経済実体規則（Economic Substance Regulations；略称 ESR）は、バーレーンの国内において、またはバーレーンから国外へ、またはバーレーンを経由して地理的に移動する業務活動に従事しているバーレーンの事業体に対し、経済的実体要件を課している。実体要件の適用は、バーレーンが OECD の BEPS 枠組みに参加し、自国において BEPS 最低基準を適用する取り組みを進めているという現状から当然に導かれるものである。

バーレーン商工観光省とバーレーン中央銀行（CBB）は 2018 年 11 月 22 日付で発効した「指令 OG/499/2018 号」（Directive OG/499/2018；通称「CBB 指令」）と、2018 年 12 月 27 日付の同省の「省議決定第 106 号」（Ministerial Decision No.106；通称「MD 106」）は、一体となってバーレーンの ESR を形成している。

### 2.1.1 ESR に関連する活動

バーレーンの ESR に基づく「関連活動」（Relevant Activities）には以下のようなものがある。

- 規制対象外の活動に従事し、かつ CBB の営業許可を要しない事業体
  1. 流通・サービス拠点業
  2. 統括拠点業
  3. 持株会社事業
  4. リースファイナンス業
  5. 海運業
  6. 知的財産業
  
- 規制対象の活動に従事し、かつ CBB の営業許可を要する事業体
  1. 銀行業
  2. 金融業
  3. 保険業
  4. 投資ファンドマネジメント業

上記の事業体がバーレーンにおいて登記されている場合、経済実体規則（ESR）はそれらの事業体に対し、バーレーン国内に経済的存在を有していることと、一定の義務を履行することを要求している。ここでいう「一定の義務」として特に挙げられるのは記録保管、外部調達、取締役会/株主総会に関する要件、知的財産に関する要件等であるが、これらに限定されない。この点につき、関連事業体は上記の義務履行の詳細を示した書類の提出を求められる。

営業許可を取得している事業体は、バーレーンにおける自社の ESR 順守状況を確認する年次報告書を CBB に提出する義務を負う。事業体がバーレーンにおいて ESR を順守するためには、「通知書」(Information Notification) が監督官庁であるバーレーン国家歳入庁 (NBR) に提出された会計年度の締め日から 6 年の期間にわたって、会計帳簿および記録類を保管しなければならない。

自国内で ESR を適用することにより、バーレーンは、自国への投資にサポートを提供するとともにそれらの投資は優遇税制がもたらす恩恵のみによって誘発されたものではないことを保証するという目標に向かって、一步前進することが期待されている。これによりさらに、利益移転に関する懸念に対応するための措置の実施が保証され、最終的には、バーレーンの国際的な責任能力が向上するものと予想される。

### 2.1.2 経済実体テスト

バーレーンにおける ESR の順守状況を判断する経済実体テスト (ESR Test) を実施するにあたり、事業体は以下の事項を確認することができる。

1. 自社の「関連活動」がバーレーン本国において「主たる収益活動」 (Core Income-Generating Activity) に該当するか否か。
2. バーレーン国内において業務が適切に管理され、業務に関する指示がバーレーンから出されているか否か。
3. バーレーン国内において適切な数のフルタイム従業員を有しているか否か。
4. 十分な額の運営経費および十分な有形資産がバーレーン国内に存在しているか否か。

### 2.1.3 ESR に基づく提出物

国家歳入庁 (NBR) は、ESR に基づくデータの入力と収集に利用されるポータル「国際租税情報交換システム」 (ITIES) を新設した。このシステムは、MoICT 宛の e メールを用いて ESR に関する報告を行うという従来の方法に代わるものとなる。

MoICT は、MD106 に基づき ESR の規制対象となるすべての事業体に宛てて通達を発行し、今後は会計年度の締め日から 3 カ月以内に ITIES のポータルを通じて「経済実体報告書」 (Economic Substance Return) を提出することを要する旨を各事業体に通知した。

事業体は、ITIES のポータルを通じて自らの事業を登録し、それら事業に関して必要な情報をすべて入力することができる。既に「共通報告基準」 (CRS) に関して ITIES を通じた登録を行っている事業体は、引き続き同じアカウントを使用することができる。

#### 2.1.4 ESR に関わる法令不順守

ESR にかかわる法令不順守が発生した場合、MoICT は問題の事業体に宛てて 30 日の猶予期間付きの通知書を交付し、通知の日付から 30 日以内に違反を是正するよう命じることになる。事業体がこの通知に従わない場合、MoICT は、自らが妥当とみなすところに従い、当該事業体に対し、バーレーン・ディナールで 1,000～10 万 B ディナールの罰金、商業登記の一時停止または商業登記の抹消といった罰則を科すものとする。

## 2.2 実質的支配者 (UBO) に関する情報開示規則

UBO に関する規則は、ある事業体を支配する所有権を有している人（最終的には 1 ないし複数の自然人となる）を特定するものである。バーレーンで設立された会社および外国企業がバーレーンに開設した支店・支社（CBB の営業許可を要する事業体を除く）は、自社の UBO に関する詳細情報を提供しなければならない。この要件は、バーレーンにおいては透明性が確保されていること、バーレーンが世界的な規制を順守していることを明瞭に示すために、バーレーン政府が制定したものである。

## 2.3 国別報告書 (CbCR)

2021 年 2 月 4 日、バーレーンは「2021 年省議決定第 28 号」(Ministerial Decision No.28 of 2021 ; 通称「MD 28」) を発行した。この決定は国別報告書 (CbCR) に関してバーレーンで営業を行っている多国籍企業グループ (MNE グループ) に適用される規則を定めたものであり、BEPS に関する OECD の行動計画 (行動 13) に規定されているモデル法と、「OECD 移転価格ガイドライン」(OECD Transfer Pricing Guidelines) の第 V 章付則 III に適合している。

### 2.3.1 CbCR による報告義務

バーレーンに所在する事業体もしくは支店・支社が、前会計年度の連結収益が 3 億 4,200 万 B ディナール以上の MNE グループに属している場合、上記の新規則に基づき、国別報告書 (CbCR) および/または「国別報告事項の提出状況に係る事前通知」(CbCR Notification) の提出を義務づけられる。この新たな報告義務は、2021 年 1 月 1 日以降に開始される会計年度について適用される。

### 2.3.2 CbCR の提出

MNE グループに含まれる事業体を「構成事業体」(Constituent Entity) と称する。バーレーンの構成事業体は、自らが所属する MNE グループの報告会計年度の締め日までに、通知書を提出する義務を負うことになる。この通知書には、構成事業体が MNE グループの最終親会社等 (UPE) であるか否かが明らかに示されていなければならない。構成事業体が最終親会社等 (UPE) でない場合、

報告を行う事業体の識別情報と税法上の居住地を通知書に記載するものとする。

バーレーンで報告を行う企業が UPE である場合、自らが所属する MNE グループの報告会計年度の締め日から 12 カ月以内に、国別報告書を提出しなければならない。

2021 年 12 月 31 日が会計年度の締め日となる MNE グループの場合、バーレーンにおける最初の報告書提出期限は 2022 年 12 月 31 日となる。

### 2.3.3 CbCR に関わる法令不順守

MD 28 に規定された CbCR 提出義務を順守しなかった場合、その不順守の結果として、10 万 B ディナール以下の過料および/または会社の商業登記の一時停止（6 カ月以下）といった懲罰が科されることがある。

## 2.4 租税回避否認規定と移転価格

租税回避否認規定 (anti-avoidance rules) は、今のところバーレーンでは適用されていない。また、移転価格に関する具体的な法規も現在バーレーンには存在しない。だが、バーレーンは既に国別報告書 (CbCR) を導入しており、この報告書によって租税回避や移転価格に関連する情報が国家歳入庁 (NBR) に提供される。こうして提供された情報は、同庁が移転価格のリスクを査定する際に利用される。

## 2.5 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)

「外国口座税務コンプライアンス法」 (Foreign Account Tax Compliance Act ; 略称 FATCA) はアメリカ合衆国 (以下「米国」と称する) の法律であり、米国の納税者が米国外の金融機関やオフショア投資機関を利用して脱税を行うのを防ぐことを主な目的としている。2018 年法律第 4 号により、「国際税務コンプライアンスの向上と FATCA の実施を目的とするアメリカ合衆国政府-バーレーン王国政府間の協定」と称する政府間協定 (IGA) が批准されている。

報告義務を負うバーレーンの金融機関 (Reporting Financial Institution) は、バーレーンと米国との間で締結された政府間協定に規定された条件を順守する責任を負っている。これらの金融機関は、報告される情報の正確性と完全性について責任を負う。



## 2.6 共通報告基準（CRS）

FATCA に続き、グローバルな税の透明性を目指す OECD が「共通報告基準」（CRS）と呼ばれる構想を打ち出した。この構想は 20 カ国グループ（G20）の要請に応じて OECD が策定したもので、「金融口座に関する自動的情報交換」（Automatic Exchange of Information for Financial Accounts）に関する世界標準を定めている。

CRS は広範囲に適用される報告制度であり、租税回避地を利用した脱税の防止を目的としている。この制度は、FATCA の実施に向けた政府間アプローチを幅広く想定している。

CRS の目的は、税務当局が課税にあたって自国の居住者が国外に保有している金融資産に関する情報を毎年入手できるようにすることである。世界中の多くの国が CRS への参加を約束しており、バーレーン政府もそのうちの一つである。

CRS は、FATCA と同様、参加国の法域に居住するすべての金融機関に対し、報告対象となる口座（通常は CRS 参加法域の税法上の居住者の口座）の特定と報告を義務づけている。

バーレーンはより広いアプローチに基づく報告基準を採用している。バーレーンの報告規定に基づき、営業許可を取得しているすべての金融機関は、税法上の居住者である口座名義人が保有している口座すべてについて顧客管理（カスタマー・デューディリジェンス）を行うことを要求される。

## 3 付加価値税（VAT）

バーレーン国内の税源を多様化するための戦略の柱として、2019年1月1日付で付加価値税（VAT）が導入された。バーレーンにおいて VAT の実施と管理を担当する監督官庁は、国家歳入庁（NBR）である。

### 3.1 VAT の税率

バーレーン国内で課税対象となる物品すべてに対し、標準税率 10%（2022 年 1 月 1 日以降）の VAT が課される。ただし、「付加価値税法」（VAT 法）に基づき免税品、ゼロ税率品、VAT の課税対象外として特に指定された物品についてはこの限りではない。以下の表は、部門ごとに適用される税率の概略を示したものである（注記：以下の表は専ら情報提供を目的としたものである。VAT 法に従って適正な処理方法を判断するためには、それぞれの品目の詳細や状況を個別に分析しなければならない）。

### 3.1.1. 食品・飲料

標準税率	ゼロ税率
<input type="checkbox"/> <a href="#">GCC 基礎食品リスト</a> に含まれていない品目 <input type="checkbox"/> レストラン・喫茶店で提供される食品	<input type="checkbox"/> <a href="#">GCC 基礎食品リスト</a> に含まれている品目

### 3.1.2 教育

標準税率	ゼロ税率	課税対象外
<input type="checkbox"/> 専門教育 <input type="checkbox"/> 高等専門教育機関の認可を得ていない教育機関が提供する職業訓練 <input type="checkbox"/> 学校の制服 <input type="checkbox"/> 文房具 <input type="checkbox"/> レクリエーションを目的として教育機関が主催する活動 <input type="checkbox"/> 機関が供給する電子機器 <input type="checkbox"/> 機関が提供する食品および飲料	<input type="checkbox"/> 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等教育機関が提供する教育サービス <input type="checkbox"/> 入学金、出願料および管理費 <input type="checkbox"/> 教育課程に直接関係しており、教育機関から直接提供される書籍または電子書籍 <input type="checkbox"/> 教育機関が提供する寄宿舍・寮 <input type="checkbox"/> 教育課程に関する活動および修学旅行	<input type="checkbox"/> 公立学校において無料で提供される教育サービス

### 3.1.3 保健衛生

標準税率	ゼロ税率	課税対象外
<input type="checkbox"/> 美容目的の処置 <input type="checkbox"/> 患者以外の者に対する食品および飲料の供給 <input type="checkbox"/> 駐車場および駐車代行サービス <input type="checkbox"/> 電話、インターネットおよび電子機器サービス（テレビレンタルサービスを含む） <input type="checkbox"/> 患者以外の者に提供される宿泊施設	<input type="checkbox"/> 総合医療サービス* <input type="checkbox"/> 専門医療サービス（外科手術を含む）* <input type="checkbox"/> 歯科医療サービス <input type="checkbox"/> 精神疾患の治療に関するサービス* <input type="checkbox"/> 労働安全衛生または外科医療サービス* <input type="checkbox"/> 言語聴覚療法* <input type="checkbox"/> 理学療法の提供* <input type="checkbox"/> 視力検査・聴覚検査* <input type="checkbox"/> 看護ケア* <input type="checkbox"/> 疾病の診断に伴うサービス（検体分析、X線撮影を含む）* <input type="checkbox"/> ワクチン接種* <input type="checkbox"/> 国内法、政策文書または契約義務に基づいて実施される健康診断およびスクリーニング* <input type="checkbox"/> 疾患治療の一部として提供される美容的処置 <input type="checkbox"/> 医薬品、包帯その他の医療用 消耗品* (**) 	公立病院により無料で提供される医療サービス

標準税率	ゼロ税率	課税対象外
	<input type="checkbox"/> 臨床検査サービス* <input type="checkbox"/> 患者または負傷者の搬送サービス <input type="checkbox"/> 患者のための宿泊施設およびケータリングサービス* <input type="checkbox"/> 葬儀サービス* <input type="checkbox"/> 電気通信手段により遠隔で提供される医療相談  *資格を有する医療専門家または 認可を受けた医療機関により提供される場合に限る。 **バーレーンの国民健康保険規制当局 (NHRA) により規定されたゼロ 税率品のリストに含まれている場合に限る。	

### 3.1.4 金融サービス

標準税率	免税
<input type="checkbox"/> 総合保険 <input type="checkbox"/> 送金および資金移転につき支払われる手数料 <input type="checkbox"/> 小切手帳発行手数料 <input type="checkbox"/> 仲買手数料および仲介手数料（証券取引代行サービス等）* <input type="checkbox"/> 任意の資産管理（プライベートバンキングに類するサービス）*  *料金または手数料（取引手数料、管理料等。固定料金か変動料金かは問わない）のかたちで報酬が支払われる場合に限る。	<input type="checkbox"/> 借入金（クレジットカード、個人ローン、住宅ローン、自動車ローン等）について支払われる利子 <input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> キャピタルマーケット取引（株式、証券、金融派生商品の発行等） <input type="checkbox"/> 生命保険および再保険の契約 <input type="checkbox"/> 銀行預金によって得られた利子所得

### 3.1.5 石油・ガス

ゼロ税率
<input type="checkbox"/> 自動車用ガソリン <input type="checkbox"/> 車両および発電機用ディーゼル燃料 <input type="checkbox"/> エンジンオイル <input type="checkbox"/> 調理オーブン用ガス

### 3.1.6 新規建造物の建設

標準税率	ゼロ税率
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 既存建造物に対する建設作業（既存建造物の新たな拡張を除く）</li> <li><input type="checkbox"/> 既存建造物の取り壊し</li> <li><input type="checkbox"/> 建築士報酬および内装デザイン料</li> <li><input type="checkbox"/> 修復作業</li> <li><input type="checkbox"/> 固定設備および建物に永久的に固定されていない設備であって、建物に損傷を与えることなく除去が可能であるもの（家具調度、装飾用照明、アートワーク等）</li> <li><input type="checkbox"/> 建物完成後に提供される物品およびサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 建設作業</li> <li>- サイトクリアランス業務</li> <li>- 既存建造物の新規拡張</li> <li>- 現場管理を目的としてエンジニアおよび測量士が提供するサービス</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 建設サービスの一部として提供される物品（当該物品が建物または建物の所在地において使用、設置もしくは統合される場合）               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 建設資材の供給および設置（同一の供給者により設置される場合）</li> <li>- 固定設備および建物に永久的に設置される設備（建物・植栽・設備に損傷を与えることなく撤去することができない設備）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 建物の開発に必要な土木作業を実施するために提供される物品               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 建物の適正な使用と享受のために必要な道路および通路</li> <li>- 下水システム</li> <li>- 建物の居住者および来訪者が使用する立体駐車場</li> <li>- 配管類</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 建物を水道および電話回線に接続させるために提供される物品</li> <li><input type="checkbox"/> 建物で使用される電気および温水を 生産するために設計された太陽電池 および関連の設備</li> </ul>

### 3.1.7 不動産

標準税率	免税
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ホテル宿泊施設</li> <li><input type="checkbox"/> 多目的な客室およびホールの賃貸</li> <li><input type="checkbox"/> 駐車場</li> <li><input type="checkbox"/> 管理サービス、水道光熱費、通信費、インターネットおよびテレビの使用料は、賃料に加算されるかたちで別途請求される。</li> <li><input type="checkbox"/> サービス付きのオフィススペースの賃貸（顧客が指定されたスペースを独占的に使用する権利を持っていない場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 不動産の売買または賃貸借に関する仲介手数料または不動産業者の手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 不動産（居住用、店舗用、更地）の売買および賃貸借</li> </ul>

### 3.1.8 輸送

標準税率	ゼロ税率
<input type="checkbox"/> 車両の購入	<input type="checkbox"/> 物品の国際輸送および国内輸送
<input type="checkbox"/> 車両の賃借（運転手抜き）	<input type="checkbox"/> バーレーン国内の旅客輸送（バス、タクシー等）
<input type="checkbox"/> 食品配送業のための運送サービス	<input type="checkbox"/> バーレーンからバーレーン国外の目的地までの航空券
<input type="checkbox"/> 観光またはレジャーを目的とする運送サービス	

### 3.1.9 電気通信

標準税率
<input type="checkbox"/> 固定電話サービス（地上通信線）
<input type="checkbox"/> 一般家庭用インターネット/Wi-Fi サービス
<input type="checkbox"/> バーレーン国内で利用される携帯電話サービス（通話、テキスト通信、データ通信）

### 3.1.10 輸出入

標準税率	ゼロ税率	免税
<input type="checkbox"/> バーレーンへの商品の輸入	<input type="checkbox"/> 商品およびサービスの輸出	<input type="checkbox"/> 特殊な需要を有する 個人によって使用される設備の輸入
<input type="checkbox"/> 外国企業によりバーレーン国内で提供されるサービス（顧客の登録状況によって異なる）	<input type="checkbox"/> <a href="#">GCC 基礎食品リスト</a> に含まれる品目の輸入	<input type="checkbox"/> 外国に居住するバーレーン国民ならびに初めてバーレーンに居住する外国人による私物（新品以外）および家庭用品の輸入
	<input type="checkbox"/> <a href="#">NHRA</a> が承認した医薬品および医療器具の輸入	

## 3.2 VAT 登録の適格条件

所得の発生を目的として独立した経済活動を営んでいるバーレーン居住者は、自らが VAT 登録の適格条件を満たしているか否かを判断しなければならない。

### 3.2.1 バーレーン居住者の VAT 登録義務

バーレーンにおいて VAT 登録の義務が発生する最低額（基準額）は、3 万 7,500B ディナールである。所得の発生を目的として独立した経済活動を営んでいるバーレーン居住者が、VAT に関して登録を義務づけられるのは以下のケースである。

1. その者が過去 12 カ月間にバーレーンにおいて供給した商品・サービスの価額が、当該年度のいずれかの月の末日の時点で、登録義務が発生する基準額を超えている場合。

2. その者がバーレーンにおいて供給する商品・サービスの価額が、今後 12 カ月間のいずれかの時点で、登録義務が発生する基準額を超えると予想される場合。

### 3.2.2 バーレーン居住者の VAT 任意登録

バーレーンにおける任意登録の基準額は 1 万 8,750B ディナールである。所得の発生を目的として独立した経済活動を営んでいるバーレーン居住者が、VAT に関して任意登録を行うことができるのは以下のケースである。

1. その者が過去 12 カ月間にバーレーンにおいて供給した商品・サービスの価額または支出額が、いずれかの月の末日の時点で、任意登録の基準額を超えている場合。
2. その者がバーレーンにおいて供給する商品・サービスの価額が、今後 12 カ月間のいずれかの時点で、任意登録の基準額を超えると予想される場合。

### 3.2.3 バーレーン非居住者の VAT 登録義務

バーレーンの非居住者は、その者が国家歳入庁 (NBR) に VAT を納付する義務を負っている限り、同人が供給する商品・サービスの価額に関わらず、VAT の課税を目的としたバーレーン国内での登録を義務づけられる。たとえば、バーレーンで VAT 登録を行っていない者に商品やサービスを供給する場合などである。

それゆえ、以上の義務を負う非居住者は、自ら直接登録を行うか、NBR から事前に承認を得て納税管理人 (Tax Representative) を任命し、納税管理人を通じて登録を行うことを要する。

納税管理人が非居住者の代行業務を終了したことを NBR が確認する日まで、納税管理人は VAT の納税につき当該非居住者と連帯して責任を負う。

## 3.3 VAT 登録に関する年間供給額

VAT 登録にあたって要求される年間供給価額を計算する際には、以下の価額を算出/検討しなければならない。

1. 課税対象となる商品およびサービス (資本資産以外) の供給価額
2. 「みなし供給」 (Deemed Supplies ; 対価なしに行われた商品またはサービスの供給) の価額
3. リバースチャージ方式 (Reverse Charge Mechanism) に基づきバーレーン国内で課される VAT について説明責任を負う課税事業者 (Taxable Person) に供給された商品およびサービスの価額

以上は、予想される年間供給価額を算定する際に用いられる。さらに、予想される年間供給価額は課税事業者が作成した明瞭な事業計画に基づくものでなければならず、予想される供給の実現に悪影響を及ぼす可能性のある変化は想定されないものとする。

バーレーンその他の湾岸協力会議（GCC）加盟国は、VAT の適用上、互いに「VAT 実施国」（Implementing States）として認め合っており、GCC 域内で他の実施国に対して行われる供給が、バーレーン国内で行われていたならば VAT の課税対象となる場合、供給価額が登録義務発生の基準額を超えているか否かを判断するにあたり、GCC 域内での供給価額を加算する必要がある。この処理は現時点では適用されておらず、改めて通知があるまで適用されないことになっている。

### 3.4 VAT 登録の期限

#### 3.4.1 VAT 適用のための登録を義務づけられる居住者の VAT 登録期限

VAT に関する登録を義務づけられる者は、以下の期限に従って、国家歳入庁（NBR）に VAT 登録を申請しなければならない。

1. バーレーンにおける申請人の年間供給額が登録義務発生の基準額を超えた月の末日から 30 日以内。
2. バーレーンにおける申請人の年間供給額が登録義務発生の基準額を超えると予想される月の 30 日前。

登録義務を負う居住者が所定の期限内に登録申請書を提出しなかった場合、NBR は、当該居住者の供給額が登録義務発生の基準額に到達した日を以て、当該居住者を自動的に登録するものとする。

#### 3.4.2 任意の VAT 登録申請を行う居住者の VAT 登録期限

自らの選択に従って任意登録を行う者については、特に登録期限は設定されていないが、任意登録を行う者は、登録日から 24 カ月以上の期間にわたって登録を維持しなければならない。ただし、登録維持期間が終了する前に登録人が完全に営業を停止した場合はこの限りではない。その場合、登録人は NBR に対し、自らが事業活動を停止したことを十分な証拠により立証する義務を負うことになる。

#### 3.4.3 バーレーン非居住者の VAT 登録期限

バーレーンにおいて VAT を納付する義務を負う非居住者であって NBR に VAT 登録されていない者は、VAT 課税の対象となる同人の供給が最初になされてから 30 日以内に、NBR に VAT 登録を申請しなければならない。登録申請は本人が直接行ってもよいし、NBR の承認を得た上で納税管理人（Tax Representative）を任命し、納税管理人に申請を代行させてもよい。

### 3.5 VAT 登録の手続き

バーレーンにおける VAT 登録の申請は、以下の手順に従って行われる。

1. NBR のポータル上でアカウントを作成しなければならない。アカウント作成に必要な情報・文書は、本書の次の項目に示されている。
2. アカウントが確認され次第、NBR からログイン情報の詳細が提供される。登録フォームには必要事項をすべて記載し、要求される文書すべてを添えて提出しなければならない。フォーム提出に必要な情報・文書も、本書の次の項目に示されている。
3. NBR は提出された登録申請書を審査した上で、MBR アカウントの作成時に使用された e メールアドレスを通じて同庁の決定（承認、拒絶、追加の情報・文書の請求など）を通知する。
4. 申請が承認されると e メールによる確認が行われる。この e メールには、課税事業者（Taxable Person）の登録情報の詳細が記載されることになる。VAT 登録証のコピーは、課税対象となる事業体が NBR ポータルに作成したアカウントを通じてダウンロードすることができる。

### 3.6 VAT 登録に必要な情報・文書

VAT 登録を申請するにあたり、以下の情報および文書が必要となる。

1. NBR のオンラインポータル (<https://eservice.nbr.gov.bh/>) にアカウントを作成する。アカウント作成には以下の情報が必要となる。
  - a. ユーザーID
  - b. 名称
  - c. E メールアドレス
  - d. 携帯電話番号
2. 納税者の詳細
  - a. 居住国
  - b. 事業体の法的地位
    - 教育機関
    - 政府機関
    - 通常法人
    - 個人の VAT 納税者
  - c. 事業体の法的形態
    - 非公開合資会社（外国資本）
    - 非課税の公開合資会社
    - 非課税の非公開合資会社（NRes）
    - 特殊持ち分会社
    - 非課税の非公開合資会社（Res）
    - 合資会社



- バーレーン株式保有会社（公開）
  - 外国企業の支社・支店
  - 一人会社
  - バーレーンの株式保有会社（非公開）
  - 有限責任会社
  - 個人事業者
  - 持ち分会社
  - 投資事業有限責任組合
  - d. 認証のタイプ
    - 商業登記番号（CR 番号）
    - 情報・電子政府庁（IGA）の設立番号
    - その他の識別番号
  - e. 識別番号
  - f. 商業登記証明書の発行日（任意記入）
  - g. 商業登記の失効日（任意記入）
  - h. VAT 納税者の登録名
  - i. 認証番号を裏付ける添付文書
3. 統括拠点（本社・本部）の住所
- a. 郵便物の宛先
    - 部屋番号/店舗番号
    - 棟の名称
    - 建物名
    - 街路番号（地番）
    - 市町村名
    - 国名
  - b. 所在地住所（郵便物の宛先と異なる場合）
    - 部屋番号/店舗番号
    - 棟の名称
    - 建物名
    - 街路番号（地番）
    - 市町村名
    - 国名
4. バーレーン国内の子会社（支社・支店）の詳細（適宜記入）
- a. 子会社（支社・支店）の商業登記番号（CR 番号）
  - b. 子会社（支社・支店）の登録名
  - c. CR 番号を裏付ける添付文書
  - d. 本社・本部と子会社（支社・支店）との業務上の関係を立証する添付文書

- e. 子会社（支社・支店）に宛てた郵便物の宛先
  - 子会社（支社・支店）の部屋番号/店舗番号
  - 子会社（支社・支店）が居住している棟の名称
  - 子会社（支社・支店）が居住している建物の名称
  - 街路番号（地番）
  - 子会社（支社・支店）が居住している町村の名称
  - 子会社（支社・支店）が居住している市の名称
  - 子会社（支社・支店）が居住している国の名称
- f. 子会社（支社・支店）の所在地住所（子会社（支社・支店）に宛てた郵便物の宛先と異なる場合）
  - 子会社（支社・支店）の部屋番号/店舗番号
  - 子会社（支社・支店）が居住している棟の名称
  - 子会社（支社・支店）が居住している建物の名称
  - 街路番号（地番）
  - 子会社（支社・支店）が居住している町村の名称
  - 子会社（支社・支店）が居住している市の名称
  - 子会社（支社・支店）が居住している国の名称

5. 事業体の担当者の詳細

- a. 担当者の氏名
- b. 役職
- c. 身分証明のタイプ
  - 旅券
  - 国民識別番号
  - 居住許可証
  - 中央人口登録局（CPR）/登録者識別カード番号
  - 湾岸協力会議（GCC）の身分証明書
- d. 身元識別番号
- e. 電話番号
- f. 携帯電話番号
- g. eメールアドレス
- h. 生年月日
- i. 添付文書－身分証明書のコピー（表裏両面に記載がある場合は両面のコピー）
- j. 添付文書－VAT 納税者との業務上の関係を示す証拠
- k. 添付文書－居住証明書

6. 輸出入業務（バーレーン税関経由）の詳細

- a. 申請人は輸入業務に従事しているか？
- b. 申請人は輸出業務に従事しているか？

- c. 添付文書－輸出入業務に関する証拠（適宜添付）
7. 事業の詳細（最大の収入源となる申請人の主たる事業活動に関する情報（リンク先の[ガイド](#)は適当な選択肢を選ぶための参考情報として利用することができる。）
- a. 主な部門
  - b. 主な事業部
  - c. 主なグループ
  - d. 主なクラス
8. 主要取引銀行の詳細（NBR とのやりとりに用いられる申請人の主要な銀行口座に関する情報。銀行口座の所有者はバーレーン国民であるかバーレーンに住所を有していなければならない。）以下の情報は、IBAN コードを入力した場合に限り必須となる。
- a. IBAN コード
  - b. 銀行名
  - c. 銀行識別コード/BIC/SWIFT コード
  - d. 銀行口座所有者の氏名
  - e. 銀行口座所有者の身元識別情報のタイプ
    - CPR 番号
    - バーレーンの国民識別番号
    - 湾岸協力会議（GCC）の身分証明書
    - 居住許可証
  - f. 銀行口座所有者の身元識別番号
  - g. 添付文書－申請人の銀行口座を照合する際に裏付けとなる銀行口座の所有および認証に関する証拠
9. 過去 12 カ月間における供給の詳細
- a. 過去 12 カ月間の年間供給額（単位：B ディナール(BHD))
    - 500 万以上
    - 300 万以上 500 万未満
    - 50 万以上 300 万未満
    - 3.75 万以上 50 万未満
    - 1.875 万以上 3.75 万未満
    - 1.875 万未満
  - b. 標準税率の VAT が適用される過去 12 カ月間の年間供給額（単位：BHD）
  - c. ゼロ税率の VAT が適用される過去 12 カ月間の年間供給額（単位：BHD）
  - d. VAT 非課税が適用される過去 12 カ月間の年間供給額（単位：BHD）
10. 今後 12 カ月間における供給の詳細
- a. 今後 12 カ月間の年間供給額（単位：B ディナール(BHD))

- 500 万以上
  - 300 万以上 500 万未満
  - 50 万以上 300 万未満
  - 3.75 万以上 50 万未満
  - 1.875 万以上 3.75 万未満
  - 1.875 万未満
- b. 標準税率の VAT が適用される今後 12 カ月間の年間供給額 (単位: BHD)
- c. ゼロ税率の VAT が適用される今後 12 カ月間の年間供給額 (単位: BHD)
- d. VAT 非課税が適用される今後 12 カ月間の年間供給額 (単位: BHD)

11. 支出の詳細

- a. 過去 12 カ月間の支出額 (単位: BHD)
- 500 万以上
  - 300 万以上 500 万未満
  - 50 万以上 300 万未満
  - 3.75 万以上 50 万未満
  - 1.875 万以上 3.75 万未満
  - 1.875 万未満
- b. 今後 12 カ月間の支出額 (単位: BHD)
- 500 万以上
  - 300 万以上 500 万未満
  - 50 万以上 300 万未満
  - 3.75 万以上 50 万未満
  - 1.875 万以上 3.75 万未満
  - 1.875 万未満

12. 輸出入 (状況によってはバーレーン税関経由) の詳細

- a. 過去 12 カ月間の年間輸出額 (単位: BHD)
- b. 過去 12 カ月間の年間輸入額 (単位: BHD)

13. 供給の詳細 (時系列および基準額への到達)

- a. 申請人が経済活動を開始した時期はいつか?
- b. VAT の課税対象となる供給額が任意登録の基準額である 1.875 万 B ディナールもしくは登録義務発生の基準額である 3.75 万 B ディナールを最初に超過したのはいつか?
- c. VAT の課税対象となる供給額が任意登録の基準額である 1.875 万 B ディナールもしくは登録義務発生の基準額である 3.75 万 B ディナールを超過すると予想される時期はいつか?  
(任意記入)

#### 14. 会計の詳細（任意記入）

- a. 会計年度の開始日
- b. 会計年度の終了日

#### 15. 財務情報を裏付ける添付文書（以下のうち 1 点以上の文書をアップロードすることを要する）

- a. 損益計算書
- b. 監査済み報告書
- c. 正式書面契約書
- d. 関税レポート
- e. 内部認証書を添えた文書
- f. その他

### 3.7 VAT の申告と納付

#### 3.7.1 課税期間

VAT 登録に際して申告された課税事業者の年間供給額に応じて、1 カ月または 1 四半期の課税期間が指定される。

年間供給額	課税期間
300 万 B ディナール以上	1 カ月（歴月）
300 万 B ディナール未満	以下の四半期 <input type="checkbox"/> 1 月 1 日～3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 4 月 1 日～6 月 30 日 <input type="checkbox"/> 7 月 1 日～9 月 30 日 <input type="checkbox"/> 10 月 1 日～12 月 31 日

#### 3.7.2 VAT 申告要件と申告書の提出

特定の課税期間に関する VAT 申告書は、課税期間が終了した月の翌月末日までに、国家歳入庁(NBR)に提出されなければならない。NBR のポータルから入手可能な書式（フォーム）を利用して VAT 申告書を提出することができる。VAT 申告書には以下の事項を記載しなければならない。

- 1 当該課税期間において 10%の標準税率が適用される売上高の合計
- 2 当該課税期間においてバーレーン以外の GCC 加盟国で登録された VAT 納税者に対する売上高の合計（現時点では適用されていない/画面上のフィールドは非アクティブ状態）
- 3 当該課税期間において国内でリバースチャージ方式が適用される売上高の合計（リバースチャージ方式の適用は条件付きであり、NBR から事前に承認を得ることを要する。）
- 4 当該課税期間においてゼロ税率が適用される売上高の合計
- 5 当該課税期間に得られた輸出売上高の合計

- 6 当該課税期間において非課税とされる売上高の合計
- 7 当該課税期間において申告すべき国内での仕入額のうち 10%の標準税率が課される金額の合計
- 8 当該課税期間において申告すべき輸入のうち税関で支払われる VAT の課税対象となった輸入の合計額
- 9 税関において VAT の支払い繰り延べの対象となった輸入の合計額（支払繰り延べは NBR から事前に承認を得ることを要する。）
- 10 当該課税期間においてリバースチャージ方式により計算される VAT (税率 10%) の課税対象となる輸入の合計額
- 11 当該課税期間において国内でリバースチャージ方式が適用される仕入額の合計（リバースチャージ方式の適用は条件付きであり、NBR から事前に承認を得ることを要する。）
- 12 当該課税期間において VAT 未登録の供給業者から受領された仕入額の合計
- 13 当該課税期間に受領された調達のうちゼロ税率が適用される仕入額の合計
- 14 当該課税期間に受領された調達のうち非課税が適用される仕入額の合計

### 3.7.3 簡易 VAT 申告書

2020 年より、年間供給額の合計が 10 万 B ディナール (BHD100,000) 未満の VAT 納税者であって特定の納税グループに属していない者は、簡易 VAT 申告書 (simplified VAT return) の利用を申請することができる。簡易 VAT 申告書は年に 1 回提出するだけでよい。

四半期に 1 回または年に 1 回の申告を行っている者は簡易 VAT 申告書を利用することができる。また、毎月申告を行っている者が毎月の申告を義務づける条件をもはや満たしておらず、かつ上記の二つの基準を満たしている場合、その者は簡易 VAT 申告書を利用することができる。

VAT 申告書の書式変更を求める申請はすべて、NBR のポータルを用いてオンラインで提出しなければならない。

### 3.7.4 VAT の納付

特定の課税期間に関する VAT 申告書が適正に提出され、課税事業者に納税義務が課された場合、当該課税期間につき納付すべき税の総額を示した納税通知書が作成される。納税の総額は、該当する期間について予め定められた期限までに確定されなければならない。納税期限は VAT 申告書の提出期限と同様、課税期間が終了した月の翌月末日である。

現在、NBR に対し未納分の金額を支払う際の窓口として、以下の 2 種類の経路が用意されている。

- 1 電子政府のナショナル・ポータル (Bahrain.bh) を通じたデビットカードまたはクレジットカード払い
- 2 オンラインバンキング、モバイルバンキング、Benefitpay のスマートフォン用アプリ、各銀行

の支店を通じて利用可能な Fawateer Service（国の電子決済サービス）

ただし、課税事業者が還付を受けうる立場にある場合、その者は自らの選択に従って還付金を将来の課税期間に繰り越すことができる。その場合、還付金は将来発生する租税債務との相殺に用いられる。繰り越しを行わない場合、納税者は還付金の返還を求めることができる。還付金の額は、一般に、NBR の審査と承認を経て決定される。

## 3.8 記録保管

### 3.8.1 保管すべき文書

課税事業者または（代理人がいる場合には）課税事業者の代理人は、以下に掲げる文書の保管を要求される。課税事業者によって任命された第三者が課税事業者の記録および文書を保管することもできる。ただし、その場合も文書保管に関する責任を負うのは課税事業者であり、保管された記録が VAT 法および同法施行規則に適合していない場合、課税事業者が処罰されることがある。

- 1 課税事業者の取引に関する会計帳簿（取引は時系列順に記載することを要する。）
- 2 商品およびサービスのすべての供給および輸入の記録（以下の記録を含む。）
  - a. 当該事業者が受領したすべての VAT インボイスおよびそれらに代わる文書
  - b. 当該事業者が受領したすべてのクレジットノート/デビットノートおよびそれらに代わる文書
  - c. 当該事業者が発行したすべての VAT インボイスおよびそれらに代わる文書
  - d. 当該事業者が発行したすべてのクレジットノート/デビットノートおよびそれらに代わる文書
- 3 貸借対照表および損益計算書
- 4 賃金および給与の記録
- 5 固定資産（資本資産）の記録
- 6 在庫記録および在庫明細書（個々の VAT 課税期間中の数量と価額を含む。）
- 7 輸出入業務に関するすべての税関関連文書
- 8 その他 NBR が指定した記録

上記の記録に加えて、以下の記録も保管しておくことが望ましい。

- 1 非営利目的で処分もしくは使用された商品およびサービスの記録
- 2 仕入れの際に仮払いされた VAT（input VAT）の回収が不可能な商品およびサービスの記録
- 3 みなし供給の記録
- 4 誤りの訂正に関する記録

### 3.8.2 記録に使用する言語

VAT に関係する記録および文書は、アラビア語または英語で作成されなければならない。ただし、検証、審査、監査または不服審査の過程で、国家歳入庁（NBR）が課税事業者に対し、アラビア語・英語以外の言語で作成された記録の一部ないし全部をアラビア語に翻訳するよう要請することがある。

### 3.8.3 保管される記録の形式と条件

文書および記録は、損傷を被っていない良好な状態で保管されなければならない。文書および記録を電子文書の形で保管することもできるが、その際には以下の条件が適用される。

- 1 NBR から要請があった場合、コンピュータシステムを通じて記録および文書に容易にアクセスしうること。
- 2 それらの帳簿および記録を裏付ける書類のハードコピーが入手可能であること。
- 3 コンピュータシステムが、文書の改竄や操作が不可能であることを保証するに足るセキュリティを備えていること。

### 3.8.4 記録保管の期間

VAT 関連の記録は、それら記録に関係する課税期間の終了または（資本資産の場合には）調整期間が終了した課税期間の終了から 5 年間にわたって保管されなければならない。ただし、不動産に関係する記録は、その記録に関係する課税期間の終了から 15 年間にわたって保管されなければならない。

国家歳入庁（NBR）は、上記の記録を所定の期間よりも長い期間にわたって保管するよう課税事業者に要請することができる。ただし、追加される保管期間は 5 年を超えないものとする。

課税事業者の事業の譲渡または合併によって当該事業者が課税対象となる自らの業務の遂行を停止した場合であっても、当該事業者は、VAT 法および同法施行規則に従って VAT 関連の記録を引き続き保管する義務を負う。

一課税事業者が破産を宣告されるか債務超過に陥った場合、当該事業者の法律上の代表は、破産もしくは債務超過に関わる手続きが終了した日から最低 12 カ月の期間にわたって当該事業者の記録を保管しなければならない。



## 3.9 VATにかかわる法令不順守

### 3.9.1 過料

以下の違法行為をなした者に対しては、以下の過料が科されるものとする。

違反の内容	違反に対し科される過料
VAT 申告書の提出遅滞または納付すべき VAT の滞納（遅延期間は 60 日を超えない所定の期間とする。）	申告もしくは納付すべき VAT の額の 5～25% に相当する科料
VAT 法に規定された登録期間の満了日または登録義務発生の基準額に到達した日から 60 日以内に VAT 登録の申請を行わない。	1 万 B ディナール以下の罰金
商品およびサービスの輸入または供給に関する虚偽のデータの提出（前記の輸入額または供給額が VAT 申告書に記載された価額を上回っていた場合）	各月の VAT 未納分の対象となる価額または各月の課税対象額のうち VAT が納付されていなかった部分の 2.5～5% に相当する科料
NBR 職員や、VAT 法の規定および当局の決定の執行を担当する者が、職務を遂行し、監督、検査、検証、審査、文書請求または文書の入手に関する自らの権限を行使するのを阻止もしくは妨害すること。	5,000 B ディナール以下の過料
登録申請データまたは VAT 申告書に記載された情報に変更があったことを所定の期間内に NBR に通知しない。	5,000 B ディナール以下の過料
商品またはサービスの VAT 込みの価格を表示しない。	5,000 B ディナール以下の過料
NBR が請求した情報またはデータを提供しない。	5,000 B ディナール以下の過料
タックス・インボイス発行に関する条件と手順を順守しない。	5,000 B ディナール以下の過料
VAT 法または同法施行規則のいずれかの規定に対する違反	5,000 B ディナール以下の過料

### 3.9.2 脱税事案と脱税に対する懲罰および罰金

VAT 法および同法施行規則の規定の適用上、以下の行為は脱税事案とみなされる。

脱税事案	左記事案に対して課される懲罰および罰金
NBR への VAT 登録申請の懈怠（登録期間の満了日から 60 日を超える遅滞）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然人の場合：               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 3 年以上 5 年以下の禁固</li> <li>□ 納付すべき VAT の税額の 1 倍以上 2 倍以下の罰金</li> </ul> </li> </ul>
VAT 申告書の提出遅滞（60 日を超える遅滞）	
納付すべき VAT の滞納（60 日を超える遅滞）	
VAT 法の規定に定める仮払い VAT の回収に関する規定に違反して無権利でなされた仮払い VAT の回収	終局的な有罪判決の日付から 3 年以内に違法行為が繰り返された場合には罰金額が倍増される。
正当な権利なく、かつ故意に、租税の全部ないし一部の還付を受けること。	違反者または複数の違反者は納付すべき VAT の支払につき連帯責任を負う。
VAT の全部ないし一部の納税を回避する意図を持って改竄もしくは偽造した文書、記録またはインボイスを提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人の場合：               <p>自然人の刑事責任を妨げることなく、VAT の脱税という犯罪が法人、その代理人または受益者の名において実行された場合、自然人に科される罰金の上限額の 2 倍に相当する罰金が法人に科される。</p> </li> </ul>
課税対象となる商品およびサービスの供給または輸入につき、課税事業者がタックス・インボイスの発行を怠ること（その懈怠が VAT 法および同法施行規則に違反している場合）。	
課税対象でない供給を記載したタックス・インボイスの発行	
VAT 法および同法施行規則の規定に違反して、商品またはサービスの輸入または供給に関する適正な記録、タックス・インボイスおよび会計帳簿を組織的な方法で作成しないこと。	

### 3.9.3 和解

被告人から書面による請求があった場合、国家歳入庁（NBR）は、訴訟提起前、口頭審理の期間中および判決言渡しの前に和解に応じることができる。その場合、被告人が自らの犯罪に科される罰金の最低額と VAT の税額を併せて支払うことが和解の条件となる。和解が成立すると、その結果として刑事訴訟手続きは終結する。

## 3.10 審査請求および不服審査

### 3.10.1 NBR による査定の見直し

国家歳入庁（NBR）の査定を不服とする課税事業者は、NBR 不服審査部（Reviews and Appeals Section）に設けられた「VAT 不服申立審査委員会」（VAT Appeals Review Committee）に異議を申し立てる権利を有する。この委員会は NBR の内部に設けられた部署であり、納税者からの申し立てに基づき、NBR が発行した査定の見直しを担当する。この手続きには、VAT 評価額に関する査定、行政処分の適用、VAT 登録の拒絶、その他 NBR が決定した処分の見直しが含まれる。

#### 3.10.1.1 査定に関する審査請求

課税事業者は、NBR のポータルに開設された自らのアカウントを通じて、査定に関する審査請求書を提出することができる。審査請求書の提出が可能な期間は、査定が通知されてから 15 日以内に限定される。

課税事業者が審査請求書の提出前に審査の対象となる税額を支払う必要はなく、審査請求書の提出に伴う手数料等も特に課されない。

審査請求書の提出から 30 日以内に、NBR から課税事業者に以下のいずれかの回答が通知される。

- 1 NBR 不服審査部が指定した期限までに新たな情報の提供を求める。
- 2 審査期間がさらに 30 日延長されたことを課税事業者に告知する。
- 3 当局の決定の支持または審査対象となる査定の修正もしくは取り消し。

審査請求を行ってから 30 日以内に NBR から回答が交付されなかった場合、課税事業者は自らの請求が却下されたものとみなすべきである。従って、審査請求の対象となった NBR の査定が確定することになる。

### 3.10.2 NBR の査定後の決定に関する不服審査

課税事業者が査定通知の決定もしくは過料に関する決定を NBR から受け取った場合、決定が通知されてから 30 日以内に、[appealscommittee@nbr.gov.bh](mailto:appealscommittee@nbr.gov.bh) 宛に e メールを送付することにより、VAT 不服審査委員会に異議を申し立てることができる。

VAT 不服審査委員会は省議決定により設立された独立の委員会であり、会計および法律にかかわる事項の専門家から構成されている。同委員会の設立目的は、VAT に関して NBR が下した決定および処分に対する不服申し立てを客観的かつ公平に審査することである。

以下のいずれかの事態が生じた場合、NBR の決定は確定したものとみなされる。

- 1 NBR による査定の発行後、審査請求が提起されることなく 15 日が経過した場合
- 2 不服審査部が実施した審査を経て裁決が示された場合
- 3 審査請求の却下を受けて黙示の決定が成立した場合
- 4

### 3.10.3 異議申立書または審査請求書の提出

異議申立書または審査請求書には、少なくとも以下の情報が記載されていなければならない。

- 1 課税事業者の情報（VAT 納税者番号、事業所の住所または郵便物の宛先、関連の商業登記の詳細など）
- 2 不服申し立ての対象となる NBR の決定の参照番号
- 3 異議の概要（異議申し立ての理由と法的根拠を併記すること）
- 4 異議申し立てに関係する VAT 課税期間；証拠として VAT 不服審査委員会が審査する必要がある文書または情報）
- 5 申立人および/または同人の代理人もしくは代表（代理人/代表が存在する場合）の e メールアドレス

NBR の決定に対する異議申し立てに先立ち、課税事業者は、該当する場合、以下の金額の支払いを要求される。

- 1 異議申し立てが VAT 評価額の査定に関係している場合には、納付すべき VAT
- 2 異議申し立てが過料の言い渡しに関係している場合には、言い渡された過料
- 3 所定の手数料として異議申し立ての対象となる決定 1 件につき 50B ディナール（2020 年省議決定第 33 条に基づく）

VAT 不服審査委員会は、異議申し立てに関する口頭審理の日付を 10 日前までに申立人に通知することになる。

VAT 不服審査委員会は、異議申立書の提出から 30 日以内に、所管大臣または大臣が委任した代理人に宛てて、異議申し立てに関する委員会勧告を発行する。大臣または代理人は、勧告を受領してから 15 日以内に、勧告を承認するか、修正するか、取り消すかを決定しなければならない。

異議申立人が所定の期間内に NBR からの通達を受け取らなかった場合、異議申し立ては却下されたものとみなされる。

VAT 不服審査委員会の決定に不服がある場合、異議申立人は、自らの異議申し立ての却下が通知された日から 60 日以内に、管轄権を有するバーレーンの裁判所に上訴を提起することができる。

### 3.10.4 期限の計算法

VAT 法または NBR が発行した通知により規定された期限は、常にグレゴリオ暦に基づいて計算される。また、通知の日付は期限に含まれないものとする。別段の指定がない限り、すべての時系列は、1 日の始まりを深夜 0 時、終わりを午後 11 時 59 分として計算される。

## 4 個人所得税

現在、バーレーンでは個人所得税は課されておらず、近い将来にこの状況が変化するという予測も存在しない。ただし、バーレーン国内の自然人、法人もしくは企業により雇用されている個人に対しては一定の負担が課される。これらの負担については、以下の「その他の税」の項目で詳しく論じる。

## 5. その他の税

### 5.1 社会保険負担

バーレーン国内の自然人、法人もしくは企業により雇用されている個人は、バーレーンの社会保険を統括している社会保険機構（Social Insurance Organization；略称 SIO）に対して社会保険料の負担分を支払うことになる。

#### 5.1.1 適用される負担割合

2023年1月1日以降、社会保険の負担割合は以下のようにになっている（負担額は最大月間所得によって異なるが上限は4,000B ディナールである）。

カテゴリー	従業員	雇用主
バーレーン国民	7%	15%*
外国人	0%	3%

\*バーレーン国民に関する雇用主の負担割合は今後2028年1月まで毎年1%ずつ増大し、最終的には20%となる。

### 5.2 失業保険負担

従業員の所得から1%が控除され（バーレーン国民についても外国人についても同率）、雇用主によって社会保険機構に納付される。

### 5.3 市町村税

外国人は市町村税の納付を求められる。税額は、納税者が賃借している土地・家屋または集合住宅の月間賃貸料の10%に相当する額となる。

### 5.4 不動産譲渡/土地登記料

不動産の譲渡もしくは登記には当該不動産の価額の2%が課税される。取引日から60日以内に税が支払われた場合、税率は1.7%に軽減される。

## 5.5 観光税

ホテルや「観光客向け」のレストランに分類される飲食店には、バーレーン商工観光省により 5%の観光税が課される。通常、この 5%の観光税に 10%のオプションサービス料を上乗せした額が、ホテルやレストランから顧客に請求される。

## 6 企業の会計・財務

### 6.1 会計原則

バーレーンには、国内だけで通用する「一般に公正妥当と認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles；略称 GAAP) は存在しない。すべての企業は、完全版の「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standards；略称 IFRS) に従って自社の財務諸表を作成しなければならない。ただし中小企業 (SME) は、国際会計基準審議会が中小企業向けに作成した「中小企業版 IFRS」(IFRS for SMEs) を採用することができる。中小企業版 IFRS は通常の IFRS 基準を簡略化したものである。

### 6.2 作成・保管・提出すべき記録

バーレーン商法 (2001 年法令第 21 号) の第 286 条に従い、バーレーンで設立されたすべての会社は、適正な会計帳簿を作成し、各会計年度につき、年度の締め日から 3 カ月以内に、会社の真正な財務状態を示す以下の文書を作成しなければならない。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 会社の事業活動および財務状態に関する報告書 (会社の利益分配に関する提言を添えること。)

外国企業の支社・支店、有限責任会社および株式会社は、各年度の監査済みの財務諸表ならびに約款を商工観光省 (MoICT) の商務・企業経営総局 (Directorate of Commerce and Company Affairs) に提出しなければならない。会社の事業内容によっては、他の規制当局、たとえばバーレーン通貨庁 (BMA) やバーレーン証券取引所 (銀行および上場企業の場合) などにも、財務諸表が提出されることがある。

官民の合資会社 (joint stock company)、有限責任会社および非課税事業者は、毎年監査を実施しなければならない。年次株主総会において任命された監査人は、MoICT に登録することを要する。

### 6.3 監査人の任命

バーレーン商法（2001年法令第21号）の第217条、218条、219条および220条は、監査人の任命に関するガイドラインや、監査人に関する規則および規制を定めている。同法に規定された監査人の基本的な職務は以下のようなものである。

- 1 監査人は総会に出席し、自らの職務に関する事項すべて（特に会社の貸借対照表）について意見を表明しなければならない。
- 2 監査人は総会において自らの報告書を読み上げるものとする。この報告書には以下の詳細情報が必ず記載されていなければならない。
  - a. 監査人が自らの職務を十分に遂行するために必要とみなした情報を入手できているか否か。
  - b. 貸借対照表と損益計算書は事実に合致しているか否か；それらの文書が国際会計基準（International Accounting Standards；略称IAS）または管轄当局が承認した別段の基準に則って作成されているか否か；法および会社の定款に規定されている事項が前記の文書にすべて記載されているか否か；それらは会社の現実の財務状態を誠実かつ明瞭に反映しているか否か。
  - c. 会社が標準支払勘定を記録しているか否か。
  - d. 取締役会の報告書に記載されているデータは、会社の帳簿に明記されているデータと合致しているか否か。
  - e. 会計年度を通じて、法または会社の定款の規定に違反し、会社の業務や財務状態に悪影響を及ぼすような行為が発生したか否か；入手可能な情報から知りうる限りにおいて、それらの違反が現在も存続しているか否か。